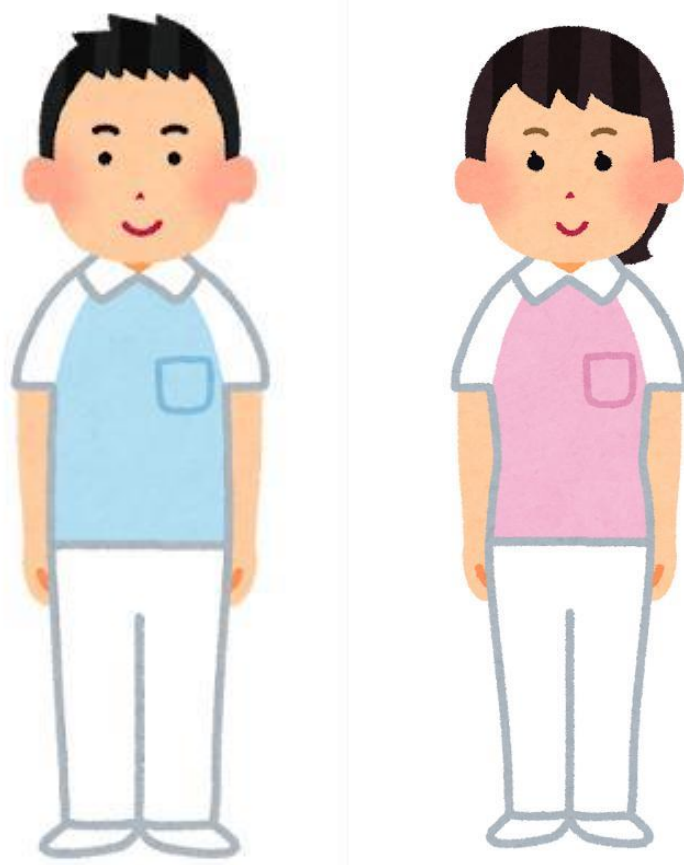


# 令和7年度集団指導資料



## 山武市 高齢者支援課

### 資料 目次

(1) 令和6年度介護報酬改定の経過措置について	2
(2) ケアプランデータ連携システム及び介護情報基盤について	3
(3) 介護サービス事業者の経営情報の報告について	7
(4) 介護サービス情報の公表制度について	8
(5) 科学的介護情報システム（LIFE）について	10

## 1 - (1) 令和6年度介護報酬改定の経過措置について

### 令和6年度介護報酬改定の経過措置について

令和6年度介護報酬改定は、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として実施されています。

この中で本来ならば令和6年4月から実施とされているところ、下表のとおり実施や減算に経過措置期間が設けられている事項等が有りますのでご注意ください。

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケア・マネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

医療と介護の連携の推進	・高齢者施設等と医療機関の連携強化	
	①施設系サービス ②居住系サービス	①要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。【令和9年3月31日までの経過措置】 ②要件を満たす協力医療機関を定めるよう努める。
感染症や災害への対応力向上	全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際に基本報酬を減額する、業務継続計画未策定減算の新設。 【経過措置は終了しています。未策定の場合は減算になります。】
身体的拘束等の適正化の推進	短期入所系サービス、多機能系サービス	身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。 【経過措置は終了しています。】
高齢者虐待防止の推進	全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する、高齢者虐待防止措置未実施減算の新設。 【経過措置は終了しています。（福祉用具貸与は令和9年3月31日までの経過措置）】

## 2 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

介護職員の処遇改善	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;">             市ホームページ 令和8年度「介護職員等処遇改善加算」              についてを参照ください           </div>	
生産性向上等を通じた働きやすい職場環境づくり	短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。【令和9年3月31日までの経過措置】

## 3 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

評価の適正化・重点化	短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院	介護老人保健施設等の「その他型」及び「療養型」並びに介護医療院の「Ⅱ型」について、新たに室料負担（月額8千円）を導入する。 【令和7年8月施行】
------------	-------------------------	---

## 4 その他

「書面掲示」規制の見直し	全サービス	事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。【経過措置は終了しています。】
--------------	-------	---

### 1-（2）ケアプランデータ連携システム及び介護情報基盤について

国は、ICTの活用によって事業所の業務負担を軽減し、多職種が連携して質の高いケアを提供できる未来を実現するため、全国的な情報連携の仕組みづくりを進めています。

ここでは、今後の介護現場におけるICT化の重要な変更となるケアプランデータ連携システム及び介護情報基盤についてお知らせいたします。皆様の業務に深く関わる内容となりますので、介護保険最新情報等、国の通知を確認してください。

#### 1. ケアプランデータ連携システムについて

・概要

ケアプランデータ連携システムとは、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。

・活用方法とメリット

- 業務負担の軽減：これまで手作業で行っていたサービス提供票への実績入力、FAXや郵送でのやり取りが不要になります。
- ヒューマンエラーの防止：転記ミスや確認漏れを防ぎ、正確な情報連携が可能となります。
- ペーパーレス化の推進：紙の印刷、保管、管理コストを削減できます。
- 時間の創出：書類作業の時間が減ることで、利用者への直接的なケアやコミュニケーションにより多くの時間を充てることができます。

現在、このシステムの導入を後押しするため、下記のとおりキャンペーンを実施しています。

別添 2

## ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーン

**ケアプランデータ連携システム**

今なら21,000円無料！  
**フリーパス**  
キャンペーン

6月1日スタート

フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムすべての機能を1年間無料でご利用できる期間限定のキャンペーンです。「導入コストが気になる」周りの事業所を誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間  
2025年6月1日～2026年5月31日（予定）  
無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

ライセンス料	対象となる事業所
通常 21,000円/年 → <b>0円/年</b>	すべての介護事業所が対象です

2025年6月1日 キャンペーン期間 2026年5月31日 2027年5月31日

初めて利用する方  
初年度 0円/年  
2年度 21,000円/年

現在利用中の方  
21,000円/年  
0円/年  
21,000円/年

2025年4月～5月に「ケアプラン」の更新申し込みされた方・更新をされた方E、  
2026年4月～5月の更新時にフリーパス適用可能です！

詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご確認ください  
※特設ページは、3月14日(金)より公開

<https://www.careplan-renkei-support.jp> ケアプラン ヘルプデスク 検索

フリーパスキャンペーンに係るお問い合わせ先  
ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト  
TEL 0120-584-768 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）  
サポートサイト内にて、LINEアカウントからお問い合わせいただけます。

- 1年間フリーパスの配布期間  
2025年6月1日～2026年5月31日
- 対象となる事業所  
全ての介護事業所（初めて、利用中、再利用）
- 利用可能な機能  
全ての機能

さあ！  
今が始め時



フリーパスキャンペーン特設サイトは [こちら](#)  
※右記の二次元コードからもアクセスできます。



詳細は「ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト」をご確認ください。

<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

## 2. 介護情報基盤について

- 概要被保険者情報、要介護認定情報、ケアプラン情報などを集約した全国的なデータベースです。令和8年（2026年）4月以降、準備の整った市町村から順次利用を開始し、令和10年（2028年）4月には全国での本格稼働を目指しています。

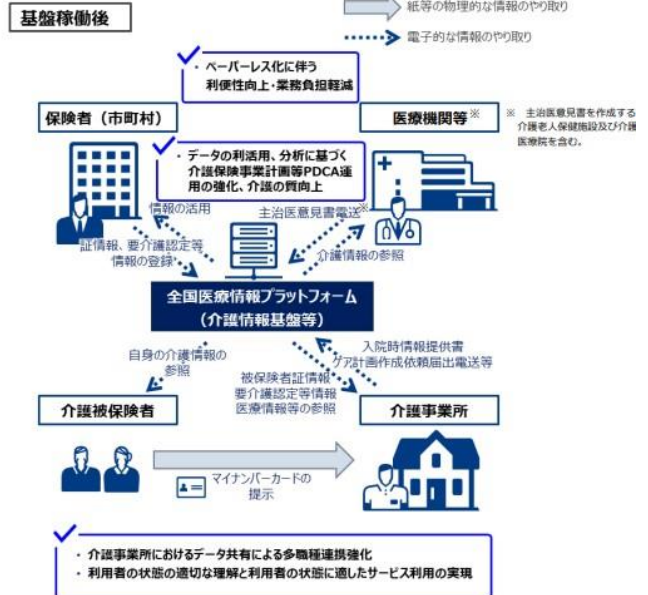
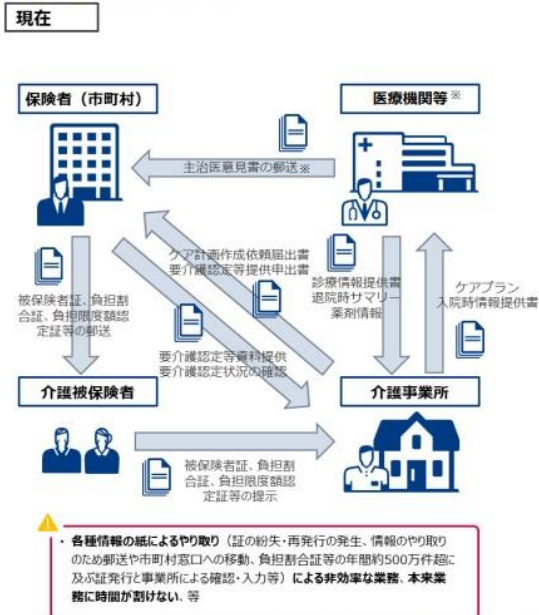
（山武市では令和9年12月からの運用開始に向けて準備を行っているところです。）

### ・活用方法とメリット

- オンライン資格確認：利用者の介護保険資格（負担割合など）を、事業所の端末からいつでもオンラインで確認できます。
- 認定情報の共有：要介護認定の申請状況や結果などをデータで確認でき、市町村への電話問い合わせが不要になります。
- 多職種連携の強化：ケアマネジャー、サービス事業者、医療機関などが同じ情報を共有することで、より質の高い、一貫性のあるサービス提供が可能になります。
- 主治医意見書の電子的な送受信：医療機関から主治医意見書を電子データで受け取ることができ、迅速な情報共有とペーパーレス化が実現します。

<h2>介護情報基盤について</h2> <p><b>介護情報基盤整備の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、<b>これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を図る。</b></li> <li>さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、<b>事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上</b>を図る。</li> </ul>	社会保障審議会 介護保険部会（第119回） 令和7年4月21日	資料2
---	---------------------------------------	-----

### 介護情報基盤の活用イメージ



令和6年3月「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究業務等一式調査結果報告書」抜粋 37

## 3. システムの統合について

現在提供されている「ケアプランデータ連携システム」は、将来的には「介護情報基盤」にその機能が統合されます。

・統合のメリット

- 利便性の向上：複数のシステムを行き来する必要がなくなり、「介護情報基盤」のWEBサービス上でケアプラン情報を含む全ての情報を一元的に管理・閲覧できるようになります。
- コストの削減：システムが一本化されることで、事業所が負担する運用コストや保守の手間が軽減される見込みです。
- 円滑な普及促進：国として普及・定着に向けた支援策を一体的に実施しやすくなります。まずは「ケアプランデータ連携システム」を導入し、データ連携に慣れていただくことが、将来の「介護情報基盤」への円滑な移行につながります。

4. 補助金について

補助金については下記の国の資料を参考にしてください。令和7年度の助成金申請は令和8年3月13日まで、令和8年度以降の申請は未定となっています。

(参考) 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援 (概要)		
<b>介護事業所・医療機関 (介護サービス提供医療機関) 向け支援</b>		(注) 消費税分 (10%) も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。
<b>1. 助成対象経費</b>		
①カードリーダーの購入経費      ②介護情報基盤との接続サポート等経費 (※)		
※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。(なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。)		
<b>2. 助成限度額等</b>		
<b>1. 対象 (介護サービス種別)</b>	<b>2. カードリーダーの助成限度台数</b>	<b>3. 助成限度額 (①②を合算した限度額)</b>
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで
※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。		
<b>医療機関 (主治医意見書作成医療機関) 向け支援</b>		
<b>1. 助成対象経費</b>		
主治医意見書の電子的送信機能の追加経費 (※)		
※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。		
<b>2. 助成限度額等</b>		
<b>1. 対象</b>	<b>2. 補助率</b>	<b>3. 助成限度額</b>
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで
<b>申請・補助方法</b>		国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。

本件に関するご質問は、各通知に記載の問い合わせ先までお願いいたします。

※厚生労働省通知

◎介護保険最新情報 Vol. 1460 介護分野の職員の質上げ・職場環境改善支援事業、ケアプランデータ連携システムの利用促進及び介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援策について

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2026/0114114006467/ksvol.1460.pdf>

◎介護保険最新情報 Vol. 1456 介護情報基盤ポータルにおける周知資料の公開のお知らせ(周知依頼)

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2026/0105115604791/ksvol.1456.pdf>

◎介護保険最新情報 Vol. 1428 「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等 への支援策について

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2025/1020100118927/ksvol.1428.pdf>

◎介護保険最新情報 Vol. 1405 介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2025/0723093626424/ksvol.1405.pdf>

## 1－（3） 介護サービス事業者の経営情報の報告について

### 1 介護サービス事業者の経営情報の報告について

令和6年度介護保険法改正により介護サービス事業所においては、介護サービス事業者経営情報について当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告することとなりました（介護保険法第115条の44の2）。

原則として全ての介護サービス事業者※は、毎会計年度の終了後3か月以内に、事業所又は施設の収益及び費用の内容等の介護サービス事業者経営情報を、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」で報告する必要があります。

（介護保険法施行規則第140条の62の2の4）。

※居宅療養管理指導、介護予防支援は対象外

※みなし指定を受けている事業所のうち、みなし指定を受けた日から1年が経過していない事業所は報告の対象外です。

また、下記に該当する事業所も報告の対象外です。

- （1）当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である者
- （2）災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

### 2 報告の方法

報告は、厚生労働省において運営する「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」により行うものとします。

【介護サービス事業者経営情報データベースシステムのURL（厚生労働省）】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

※本システムへのログインには、GビズID（GビズIDプライム）のアカウント取得が必要となります。利用できるGビズIDのアカウント種類は、「GビズIDプライム」と「GビズIDメンバー」です。「GビズIDエントリー」では利用できませんので、ご注意ください。

※「GビズID」はデジタル庁が所管するサービスのため、同サービスに関する照会等は以下のサイトに記載のお問い合わせ先をお願いいたします。

【GビズIDホームページ（デジタル庁）】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

### 3 報告期限報告期限は、報告を行う介護サービス事業者の毎会計年度終了後3月以内です。

※本制度の詳細・マニュアル等

介護サービス事業者経営情報データベースシステム（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

介護サービス事業者経営情報の報告について（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/kaigokeiei.html>

## 1 介護サービス情報公表制度について

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業所を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等により提供する仕組みとして平成18年度から導入されました。

介護サービス事業所が国の管理するシステムに入力することにより、調査・公表事務を運営する県の公表手続を経て、インターネットを通じて公表されることとなります。

## 2 財務諸表の公表について

令和6年度より、介護経営の健全性等の情報を提供するため、財務状況の分かる書類の報告が追加されました。

新たな報告事項

- ・財務状況の分かる書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）
- ・職員の一人あたりの賃金（※任意での報告事項）

令和7年度より、重要事項等の情報を原則としてウェブサイト（法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム）に掲載することが義務化されますので、ご注意ください。

詳細は千葉県のホームページを参照して下さい。

- ・千葉県のホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/johokohyo/top-page.html>

# 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

## 令和6年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まります！

### 1.【新設】介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。介護サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項)など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限 毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 <b>令和7年3月まで</b>

### 2.【見直し】介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者に介護サービス情報の報告を求めめるものです。今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の皆さまには、**財務状況の分ける書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・ <b>財務状況の分ける書類</b> (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金(※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限 毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

# 制度に関するQ&A

Q1

報告対象となる事業者を教えてください

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

経営情報DB

情報公表制度

Q2

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。

なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

経営情報DB

情報公表制度

Q3

経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。

※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。  
[https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime\\_sendbypost.html](https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html)



経営情報DB

Q4

報告した経営情報等どのように活用されますか？

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

経営情報DB

Q5

財務状況が分かかる書類は、財務三表でないといけませんか？

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

情報公表制度

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>



## 1 - (5) 科学的介護情報システム (L I F E) について

### 1 科学的介護情報システム (L I F E) について

令和3年度より、介護施設・事業所が、介護サービス利用者の状態や行っているケアの計画・内容等を提出し、入力内容が集計され、当該施設等にフィードバックされる仕組みとして「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)」(以下「L I F E」という。)の運用を開始しています。

L I F Eでは全国の介護施設・事業所において同じ項目を用いてアセスメントや評価を行うため、事業所や施設内の職員間のみならず他の事業所等と情報共有を行う際に、共通の認識を持つことに役立ちます。また、L I F Eに提出する情報やフィードバック情報を職員間で共有し、同じデータを見ながら複数の視点で議論することで、利用者や提供するケアのあり方についてより多くの角度から理解することや、職員が自身のケアについて客観的に振り返ることにつながります。

### 2 L I F Eを用いた加算等の事務処理手順について

L I F Eを用いた加算については、情報の提出する期間や頻度、内容等が加算によって定められています。具体的な取り扱いについては、以下の通知を参照して、手順の間違いないよう注意してください。

「科学的介護情報システム (L I F E) 関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月15日老発0315第4号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001257192.pdf>

### 3 フィードバック情報の活用について

L I F Eは情報を厚生労働省に提出するだけでは算定することはできません。フィードバック情報等を活用し検証することも必要です。(以下、介護老人福祉施設の科学的介護推進体制加算留意事項通知抜粋)

施設は、入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。

イ、ロ (略)

ハ L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、施設の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。

ニ (略)

※厚生労働省通知

科学的介護情報システム(L I F E)の令和6年度報酬改定に対応したフィードバックの掲載開始について(第3報) <https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001385215.pdf>

(このほかにも同様の通知あり。)